

(新)			(旧)		
種類	面積	備考	種類	面積	備考
第1種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>二</u> (1.4)		第1種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>1.4</u>	<u>新宿区中高層階住居専用地区における建築物の制限に関する条例</u> <u>(平成6年12月6日条例第48号)</u> <u>〔規制の概要〕</u> <u>・住宅の確保及び住環境を保護するため、指定階の用途を居住用途に限定するなど必要な用途制限を行う。 </u> <u>第1種中高層階住居専用地区</u> <u>・住居等を確保するため、3階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(3階以上の部分で、延べ面積の3分の1以上を住宅等の用途としたものを除く。)</u> <u>・住環境を保護するため、3階以上の部分において風俗営業等の用途制限を行う。</u>
第2種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>二</u> (117.3)		第2種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>117.3</u>	<u>第2種中高層階住居専用地区</u> <u>・住居等を確保するため、4階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4階以上の部分で、延べ面積の4分の1以上を住宅等の用途としたものを除く。)</u> <u>・住環境を保護するため、4階以上の部分において風俗営業等の用途制限を行う。</u>
第3種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>二</u> (0.0)	<u>変更(廃止)</u>	第3種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>0.0</u>	<u>第3種中高層階住居専用地区</u> <u>・住居等を確保するため、5階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(5階以上の部分で、延べ面積の5分の1以上を住宅等の用途としたものを除く。)</u> <u>・住環境を保護するため、5階以上の部分において風俗営業等の用途制限を行う。</u>
第4種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>二</u> (71.4)		第4種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>71.4</u>	<u>第4種中高層階住居専用地区</u> <u>・住居等を確保するため、4階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4階以上の部分で、延べ面積の5分の1以上を住宅等の用途としたものを除く。)</u> <u>・住環境を保護するため、4階以上の部分において風俗営業等の用途制限を行う。</u>
第5種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>二</u> (90.9)		第5種 中高層階 住居専用 地区	約 ha <u>90.9</u>	<u>第5種中高層階住居専用地区</u> <u>・住居等を確保するため、4階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4階以上の部分で、延べ面積の6分の1以上を住宅等の用途としたものを除く。)</u> <u>・住環境を保護するため、4階以上の部分において風俗営業等の用途制限を行う。</u>
合計	約 ha <u>二</u> (281.0)		小計	約 ha <u>281.0</u>	
「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」			「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」		
理由： <u>緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足</u> に伴い、中高層階住居専用地区を <u>廃止</u> する。			理由： <u>用途地域の変更</u> に伴い、中高層階住居専用地区の <u>面積を変更</u> する。		